



平成 29 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引受けるものに対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の承認をえることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、本日、当社グループの不動産関連事業の拡大を目指し、株式会社トータルエステート（以下「TE 社」といいます。）及びそのグループ会社 3 社（以下「TE 社グループ」といいます。）の株式取得を決議し、併せて当該株式取得のための資金調達として、株主に対する第 1 回新株予約権の無償割当（以下「株主割当新株予約権」といいます。）及び第 4 回無担保社債（期限前償還条項付）の発行を決議しております（詳細は本日プレスリリースしております「㈱トータルエステート及び同社グループ会社の連結子会社化並びに資金調達に関するお知らせ」、「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」及び「あかつき本社第 4 回無担保社債（期限前償還条項付）の発行に関するお知らせ」をご覧ください。）。

TE 社グループが当社グループの一員となった後の事業シナジーによる業績拡大はもちろんのこと、株式取得実行前のグループとしての体制の構築を含めて、当社グループの企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を高めることを目的として、TE 社グループの株式取得に関する適時開示と併せて当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 6.4%に相当します。（株主割当新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式総数に対する割合は 4.3%に相当します。）

しかしながら、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行決議前日の当社株式の終値より 10%程度プレミアムを付した 391 円（当社株式 1 株を取得するために必要となる株主割当新株予約権の行使価額は発行決議前日の当社株式の終値より 15%程度ディスカウントした 301 円）としており、本新株予約権の行使価額を当社株価が上回るようにグループ役員が業績の向上に取り組むことは、当社の株主価値の向上に資するものと認識しており

ます。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存の株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 第2回新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の数

10,500 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,050,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 本新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は 2,050 円とする。なお、当該金額は第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価 (355 円)、行使価格 (391 円)、ボラティリティ (19.7%)、予想残存期間 (1.5 年)、リスクフリーレート ($\Delta 0.21\%$)、予定配当額 (8 円) 等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルあるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果 (2,050 円) を参考に決定したものである。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。) 又は株式併合を行なう場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 \times 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 391 円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の

算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ②本新株予約権の割当日後、下記 i)乃至 ii) に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいう。

- i) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

- ii) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により当社普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

- ③当社は、本新株予約権の発行後、本号 i)に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - 1 \text{株当たりの配当}$$

「1 株当たりの配当」とは、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額をいう。1 株当たりの配当の計算については、小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入す

る。

- i) 「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限りに、会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭を含む。）をいう。
 - ii) 配当による行使価額の調整は、会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降にこれを適用する。
 - iii) 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が 0 又は負の数値となった場合、調整後行使価額は 1 円とする。
- ④上記以外の場合においても、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価額の調整を行う。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 29 年 4 月 21 日から平成 32 年 3 月 25 日まで。

(4) 本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使条件

- ①本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
- ②本新株予約権の相続による承継は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

4. 本新株予約権の割当日

平成 29 年 4 月 17 日

5. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が当社又は子会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記 3.（6）に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（1）に準じて決定する。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後

行使価額に、上記6.(1)に従って決定される当該新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

(4) 新株予約権の行使期間

上記3.(3)に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同3.(3)に定める期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する

(7) 新株予約権の取得条項

上記5に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成29年4月14日

8. 申込期日

平成29年4月14日

9. 新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

10. 本新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役	6名	5,000個
当社従業員	3名	1,500個
当社子会社取締役	4名	2,000個
当社子会社従業員	4名	2,000個

以上